

令和元年6月26日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01900

研究課題名(和文) 植民地期朝鮮における「帝国秩序」形成に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Formation of "Imperial Order" in Colonial Korea

研究代表者

山口 公一 (YAMAGUCHI, Koichi)

追手門学院大学・経済学部・教授

研究者番号：20447585

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：近年の「帝国史」研究や「植民地近代」論をめぐる議論を踏まえ、現代韓国・朝鮮社会に連続する社会基盤整備として、朝鮮民族を支配の側に取り込んでいく戦時体制構築の前提となった「帝国秩序」なるものが植民地権力と対日協力者、地域住民といった三者の「せめぎ合い」の結果、朝鮮社会に形成されたものであることを明らかにしようとした試みである。

そのための史料調査と収集を実施し、論文、学会報告、書評などのかたちで、研究成果を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

植民地期朝鮮の最終局面となる戦時体制の構築の前提には、朝鮮民族に支配への「統合」を促す社会的雰囲気(=「帝国秩序」)の形成があった。その可視化を試みた研究成果である点に学術的意義がある。その研究成果は、植民地期朝鮮の地域のあり方を新たな視点から解明し、その理解を深める一助となろう。そこに本研究の社会的意義があるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：Based on recent studies of "Imperial history" and "colonial modernity," The "Imperial Order" that was the premise of the establishment of a wartime system that incorporates Korean people into the side of the rule, as social infrastructure maintenance continuous to modern Korea society, it is an attempt to clarify that it was formed in the Korean society as a result of tribal "semisms" such as colonial power and cooperators with Japan, and local residents.

I conducted research and collection of historical materials for that purpose. The research results were presented in the form of paper, book reviews, and academic reports.

研究分野：地域研究

キーワード：地域研究 東アジア 韓国・朝鮮

1. 研究開始当初の背景

(1) 植民地期朝鮮の歴史は、一般的に日本による支配の暴力性とそれに対抗する朝鮮独立運動の歴史として把握されてきた。しかし近年はこうした二項対立的な把握から支配民族と被支配民族両者における相互作用に立脚した把握へと漸次変化させている。その際、重要とされたのは、支配の「統合」という視点であった。また、「植民地近代 [colonial modernity]」論の有効性をめぐる議論もなされたが、そのモチーフは、近代に対して批判的な視座を持ち、近代性のもつ抑圧性、差別的・暴力的諸側面に注目する点にある [宮嶋博史ほか編『植民地近代の視座』岩波書店、2004年] この論が植民地社会における「近代性」と「植民地性」の併存をその特徴として捉えるが、その「植民地性」の解明に焦点を当てた研究が、2011~2014年の「植民地期朝鮮における民衆支配秩序」(基盤研究(C))であったと位置づけられよう。

その際、現代韓国・朝鮮社会に連続し、大きな影響を及ぼした植民地期の社会において、「民衆や社会を包摂する帝国支配秩序」が存在し、韓国・朝鮮の人びとがその「秩序」をどういった「雰囲気」として体感していたのかというマンタリテ(「心性」)の解明が不可欠であると、研究成果報告書では、植民地権力は、朝鮮民衆を、「戦争協力強制秩序」に包摂し、形式的に彼らの「統合」を図ろうとした。しかし、そうした「秩序」から逸脱、ないしはこぼれ落ちる者を目の当たりにして、植民地権力は、自らの「統合」政策が貫徹していないことを自覚し、その「民衆や社会を包摂する帝国支配秩序」が十分に機能していない実情に直面したと結論づけた。

(2) その際、研究の残された課題として、「戦争協力強制秩序」の前提となる1930年代以降の「民衆や社会を包摂する帝国支配秩序」の解明に言及したが、それ以前に遡って、植民地権力を支えた上層、あるいは、植民地権力とせめぎ合い、地域住民の利益を引き出そうとした中間層の動向にも目を配る必要があると考えるに至った。こうした点に留意して、本研究を開始することとした。

2. 研究の目的

(1) 近年、「植民地近代」論や「植民地公共性」論の有効性をめぐって議論がなされてきた。「植民地近代」論については1-(1)で既述の通り、「近代性」と「植民地性」の併存をその特徴と捉えるものである。一方、「植民地公共性」論は「植民地近代」論とも関連して提起された議論(尹海東「植民地認識のグレーゾーン」『現代思想』30-6、2002年5月、並木真人「朝鮮における「植民地近代性」・「植民地公共性」・対日協力」『国際交流研究』5号、2003年など)であり、そのモチーフは、植民地権力がその多様な反対勢力に対処し、朝鮮人の政治関与を認めつつ、安定した支配を目指すため、朝鮮人の対日協力を構造化することで「近代性」と「公共性」をもった政治空間が形成されたとするものである。こうした議論は、植民地社会を理解する上で、「植民地近代性」と「植民地性」の狭間に立つ、対日協力者の「心性」に「灰色地帯」という領域を見いだしている点も重要であろう。こうした議論は、久しく台湾、朝鮮、満洲、樺太、南洋群島などの各地域と日本本国との関係を軸に検討がなされてきた日本植民地研究を批判する形で登場した「帝国」史研究でも、日本の「帝国圏」全域を含めた東アジア史像の再検討を問いかける一つの方向性として位置づけられる(松田利彦ほか編『地域社会から見る帝国日本と植民地 - 朝鮮・台湾・満洲』思文閣出版、2013年)。

(2) しかし、こうした「植民地公共性」論に対しては、支配の中間に位置する対日協力者が植民地権力から委譲された権力を行使し、ともに民衆を排除することで成立しており、加えて民衆の多くも「植民地公共性」に包摂されていなかったのではないかという指摘(趙景達『植民地期朝鮮の知識人と民衆』有志舎、2008年など)があり、「民衆や社会を包摂する民衆支配秩序」やそこに生きた民衆の論理と実像を明らかにする上で、重要な指摘となっている。なぜなら「民衆や社会を包摂する民衆支配秩序」が植民地における権力と対日協力者による相互作用に立脚して整備されてきた過程とその秩序の下に生きた「民衆」の論理と実像とを論理的に架橋するといった課題は未だ残されたままであると考えるからである。こうした課題に対応するため、本研究においては「帝国」の「統合」を促す法的・社会的規律や「社会的雰囲気」を「帝国秩序」(「従属民族」を組み込む帝国の垂直的秩序)[浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年]との定義もあり、そうした様々なものとの関係性については検討できていない)という概念で把握することとした。

(3) 以上の研究状況を踏まえて、本研究では、「帝国史」研究における「植民地公共性」論が植民地期の朝鮮社会を理解する概念として有効か否かを検証し、「帝国秩序」の形成と「帝国秩序」のなかの民衆の論理と実像との架橋を試みることを目的としている。こうした試みが植民地期朝鮮史研究や「帝国史」研究のこれまでの成果と課題を引き受け、研究の進展に寄与できればと考えている。

3. 研究の方法

(1) 筆者のこれまでの研究においては、1920年代後半から1930年代の時期に進む都市計画や農業の「近代化」といった地域基盤整備に取り込まれ、「統合」されていく社会像に着眼される向きが強かった。「帝国史」研究の成果からは、植民地朝鮮社会においても、主に植民地法の整備や制度の具体的な地域社会での運用によってつくられた「帝国秩序」が存在したことに留意した社会像、歴史像の叙述が重要と考える。例えば、拙稿「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」(君島和彦編『近代の日本と朝鮮』東京堂出版、2014年所収)などは、構造(システム)としての「帝国秩序」の存在を把握するにとどまり、植民地権力を構成する行政機関や官僚、一部の対日協力者との相互関係や、地域住民や社会との関係といった動的な把握という点においてはなおも不十分さを残した。

(2) 具体的には、朝鮮における植民地法令の整備を前提として、府・邑・面・洞・里といった地域社会に根ざして、「公共的」施設(神社・寺院のほか、学校などの教育機関、地域の行政機関や公民館や公会堂など)が設置される過程や、「公共的」施設をめぐる事件などを通じて、「帝国秩序」と社会との関係を動的に把握したい。その際、地域社会における神社・学校などの設置が、誰によって発案され、どういった経緯でなされたのか、地域社会の有力者や地域住民がどのような対応をとったのか、設置された神社・学校などはどのように運用されたか、の三点に着目し、具体的な地域社会の実像を解明する。こうした実証的な作業を通じて、「帝国秩序」が、植民地権力と対日協力者、地域住民といった三者の、いかなる「せめぎ合い」の結果、形成されてきたのかを明らかにする。

(3) 本研究における特色は、地域社会に根ざした「帝国秩序」の具体像の解明にある。既存の概念である「植民地近代」論や「植民地公共性」論では把握しきれない朝鮮地域社会の実像を明らかにすることで、従来の研究に新たな成果を加えて、少しでも研究の進展に寄与できればと考えている。

4. 研究成果

(1) 平成27(2015)年度～平成30(2018)年度を通じて、韓国ソウルや日本国内において史料調査を行い、計71件の史料を収集した。

平成27(2015)年度は、「公共的」施設の設置に関わる植民地法令などの基礎調査を行った。平成28(2016)年度は、韓国の国家記録院(ソウル情報センター)で「日帝文書」における史料調査・収集を行った。地方行政関連ほか、特に「公共的」施設として、学校、神社・寺社、役所(地方行政機関)に設置・届け出などに関わる地域史料の調査と収集を行った。平成29年(2017)年度は、前年度同様、韓国の国家記録院(ソウル情報センター)での史料調査・収集を行った。地方行政関連ほか、特に「公共的」施設として、青年訓練所関連の地域史料の調査・収集を行った。研究補助者とともに、収集資料の整理を行った。平成30(2018)年度も、前年度同様、韓国の国家記録院(ソウル情報センター)などで「日帝文書」における史料調査・収集を行った。4年間を通じて、朝鮮総督府内務局地方課、同学務局社会教育課、同警務課などの行政史料を調査し、必要史料の収集を行った。収集史料はファイリングを施し、整理した。

(2) 以上の史料調査で収集した史料の目録は以下の通りである。

- ・内務局地方課『昭和十年度京城・仁川・開城・大田府第二部特別経済予算書』(1935年)
- ・内務局地方課『昭和十一年人口ノ都市集中防止関係書類』(1936年)
- ・内務局地方課『昭和十年度府一般経済決算綴(其ノ一)』(1935年)
- ・内務局地方課『昭和十五年度庶務二関スル雑書類綴(甲)』(1940年)
- ・内務局地方課『昭和六年度臨時恩賜金二関スル綴』(1932年)
- ・黄海全南『昭和一七年度府尹郡守会議報告書類綴』(1942年)
- ・忠北・咸北・忠南『昭和一七年度府尹郡守会議報告書類綴』(1942年)
- ・江原・咸南『昭和一七年度府尹郡守会議報告書類綴』(1942年)
- ・平南・京畿『昭和十七年度府尹郡守会議報告書類綴』(1942年)
- ・慶北・平北・慶南『昭和十七年度府尹郡守会議報告書類綴』(1942年)
- ・内務局地方課『昭和一六年度府第二部特別経済歳入出予算書(京城・仁川・開城・大田・郡山・金州・木浦・光州・大邱・釜山)』(1936年)
- ・朝鮮総督府警務局編『警務彙報』(1927年5月～1940年12月)
- ・台湾神社社務所編『台湾神社誌』(大正5年[1916年]4月)
- ・高等法院検事局『昭和一九年三月～六月朝鮮検事要報』(1944年)
- ・朝鮮総督府『昭和十五年六月朝鮮法令輯覧』(1940年)
- ・朝鮮総督府中枢院『昭和十九年第十九回中枢院会議参議当申書』(1944年)
- ・内務局地方課『昭和十九年度釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津府第二部特別経済予算書』(1944年)
- ・内務局地方課『昭和十年度群山・全州・木浦・光州・大邱府第二部特別経済予算書』(1935年)

年)

- ・内務局地方課 『昭和八年度京城府歳入出予算書』(1943年)
- ・内務局地方課 『昭和二年度平壤府関係書類』(1927年)
- ・内務局地方課 『昭和十年度府第二部特別経済決算』(1935年)
- ・内務局地方課 『昭和十九年度京畿道歳入出計画書』(1944年)
- ・地方課 『大正元年外国居留地整理二関スル書類』(1912~13年)
- ・地方課 『大正二年各国居留地整理二関スル書類』(1913年)
- ・地方課 『昭和十八年度道行政(三)』(1943年)
- ・内務局地方課 『昭和五・六年度改正地方制度関係書類』(1930~31年)
- ・内務局地方課 『昭和六年四月改正地方制度関係(其の一)』(1931年)
- ・内務局地方課 『昭和六年四月改正地方制度関係(其の一)』(1936年)
- ・内務局地方課 『昭和八年度道行政二関スル綴』(1933年)
- ・地方課 『昭和十二年度道行政二関スル綴』(1936年)
- ・内務局地方課 『昭和四年地方官々制改正書類』(1929年)
- ・地方課 『昭和十一年度京城府・仁川府・開城府・大田府・群山府・全州府・木浦府・光州府第二部特別経済予算綴』(1936年)
- ・内務局地方課 『昭和七年第二部特別経済京城・仁川・開城・群山・木浦各府予算書』(1932年)
- ・法務局刑事課 『自昭和十三年十一月至十四年九月経済統制二関スル取締措置並ビ二違反検挙件数調』(1938~1939年)
- ・地方課 『昭和十六年度地方官官制改正綴(一)』(1941年)
- ・地方課 『昭和十六年度地方官官制改正綴(二)』(1941年)
- ・地方課 『昭和十六年~十七年府第一・二部特別経済歳出追加更正予算書類』(1941~1942年)
- ・地方課 『昭和七年度各府決算書(其の二)』(1932年)
- ・地方課 『昭和十三年度京城府一般経済関係綴(其の二)』(1938年)
- ・咸興北道 『昭和十七年咸興北道道会状況報告』(1942年)
- ・江原道 『昭和十七年江原道道会状況報告書』(1942年)
- ・学務局社会教育課 『昭和十二年度青年訓練所関係認可認定書類』(1936年)
- ・社会教育課 『昭和十五年度宗教寺院其他関係書類』(1930年)
- ・朝鮮総督府 『昭和八年神道仏教其他関係書類』(1933年)
- ・社会教育課 『昭和十一年~十二年基督教其他関係書類』(1936~1937年)
- ・社会教育課 『昭和十五年宗教寺院其他関係書類』(1930年)
- ・社会教育課 『昭和十六年度神道寺院法人基督教法人認可関係書類』(1941年)
- ・学務局社会教育課 『昭和十五年宗教寺院並二神道雑件綴』(1930年)
- ・社会教育課 『大正十四年・昭和八年寺院其他関係綴』(1925年・1933年)
- ・鍊成課 『昭和十七年神道寺院法人関係書類』(1942年)
- ・内務局地方課 『慶尚南道庁移転関係書類』(大正十二[1923]年~十三[1924]年)
- ・地方課 『昭和十一年度大邱府・釜山府・馬山府・平壤府・鎮南浦府・新義州府・元山府・咸興府・清津府第二部特別経済予算綴』(1936年)
- ・警務局 『昭和十五年~十六年巡查懲戒書類』(1940~41年)
- ・地方課 『昭和十六年度邑面長任免関係綴』(1941年)
- ・地方課 『昭和六年度営繕関係各道要求書』(1931年)
- ・内務局地方課 『昭和八年度地方庁営繕関係綴』(1933年)
- ・内務局地方課 『昭和十一年度地方庁営繕関係綴』(1936年)
- ・内務局地方課 『昭和十二年地方庁営繕関係綴』(1937年)
- ・内務局地方課 『昭和十三年度教育費負担軽減補助の件』(1938年)
- ・鍊成課 『自昭和十六年至昭和十八年寺有財産修繕承認申請綴』(1941年~1943年)
- ・内務局地方課 『昭和十三年度支那事变二件フ学校組合費減免二依ル面、学校費、学校組合歳入減少補足補助』(1938年)
- ・地方課 『昭和十年~十六年学校費財産処分ノ件』(1940~41年)
- ・内務局地方課 『昭和十年~十三年学校評議会員選挙関係綴』(1935~1938年)
- ・群山府 『昭和五年七月府勢一班』(1932年7月)
- ・『群山港史料一式』(滋賀大学経済経営研究所所蔵)
- ・『居留民事情要覧(明治44年)/朝鮮貿易年表(明治43年度)』(復刻版韓国併合史研究資料、龍溪書舎、2008年)
- ・大邱府 『大邱民団史』(大正4(1916)年5月、復刻版韓国併合史研究資料、龍溪書舎、2011年)
- ・朝鮮総督府編 『朝鮮人の思想と性格』(調査資料20輯、1927年12月)

(3)なお、以上の収集史料についての分析は未だ完了していない。したがって、本研究課題における結論を得るには至っていない。ごくわずかではあるが、ようやく分析に着手したといえる状況にある。今後、研究の進展を図りたい。しかしこの間、本研究課題やそれに関連する成果を発表している。以下、その成果と残された課題について、まとめるにしたい。

(4) 本研究においては「帝国」の「統合」を促す法的・社会的規律や「社会的雰囲気」を「帝国秩序」と定義づけて分析を試みたが、そうした「社会的雰囲気」がどのように形成されてきたのかという観点から行った研究として、山口公一「文明」と「野蛮」の自他認識 - 近代日本の他者表象 - がある。近代日本の「他者認識」・「自他認識」といった日本人の心の中の民族序列といった「帝国意識」を示すものとし、そうした心理が「帝国秩序」を形成した一つの要素と考へて、「帝国秩序」解明の前提として行った研究である。

これに関連して、日韓関係の現状、日韓の相互認識のかたちを分析した際、現在においても日韓双方におけるナショナリズム相対化の努力や意識を持つこと、考え方の違いを無理に共通化しないことが相互理解に資することなど、日韓の歴史に根底に植民地期における、日本の「帝国秩序」、それを支えた日本人の「帝国意識」が存在していることを指摘した、山口公一「韓国と日本の相互認識の現在 - 日韓交流の歴史から考える - 」がある。これもまた「帝国秩序」解明の前提としての成果として位置づけたい。

(5) 学会や学会誌において書評を行った、青野正明『「帝国神道」の形成』、加藤圭木『植民地期朝鮮の地域変容』、李成市ほか編『朝鮮史2』も、「帝国秩序」すなわち、「帝国」の「統合」を促す法的・社会的規律や「社会的雰囲気」がどのように形成されてきたのかということ考へつつ、植民地期の朝鮮社会のあり方を検討する観点から読み進める機会であったことから、本研究課題における成果として位置づけられよう。

(6) 「公共的」施設としての神社を分析対象とした、山口公一「帝国」日本の神社政策史研究の射程」は、研究史を整理するとともに、「公共性」論や「帝国秩序」について検討した成果である。「公共性」という概念で、植民地期の朝鮮社会における、神社神道と「国家神道」がどのような役割を果たしてきたのかという課題について検討した。この点については、神社政策を超えて、植民地朝鮮における宗教秩序や法的秩序といった「帝国秩序」との関わりで論じられる課題となっており、青野正明の「帝国神道」論が今後の研究の出発点、理論的な基礎をなすものとなり得ると評価した。一方で、そうした「宗教秩序」・「法的秩序」がいつ成立し、それが朝鮮統治のなかでどのような機能を果たすに至ったのかを、朝鮮におけるさまざまな宗教団体の変遷を踏まえて、具体的に跡づけていくなかで再検証していく必要がある。

磯前順一・尹海東は、「帝国史」的把握や「植民地近代性」論がもつ可能性として、民衆史や生活史、「民衆の日常」への視座として言及している（同編『植民地朝鮮と宗教』三元社、2013年）が、こうした視座あるいは植民地朝鮮社会の実態との関わりの中で、「公共性」論がより生きてくることがあるのではないだろうか。もう少し踏み込んで言及すれば、「包摂された公共性」の中で求められた宗教的・思想的営為がどのような展開を遂げたのかを具体的に検証することで、総体としての植民地期朝鮮社会のありように迫ることができるのではないか。それは、「植民地近代性」論で提起された「グレーゾーン」の問題とも関わって、植民地期朝鮮社会における信仰のあり方、ひいては植民地期の朝鮮社会を生きる人びとの実像に迫り、植民地期朝鮮における「帝国秩序」の形成の歴史過程に迫ることになると考へる。その意味で「支配と抵抗」という二項対立的歴史把握を超えて、改めて植民地支配とは何かという課題に接近する足がかりとして、「帝国秩序」に迫る方法論の一つとして、「公共性」論という視点が提起されていると考へる（前掲「「帝国」日本の神社政策史研究の射程」19-20頁）。

(7) これまでの取り組みを改めて捉え直してみると、「帝国」の「統合」を促す植民地朝鮮における「帝国秩序」すなわち「社会的雰囲気」の形成を可視化しようとする試みとして研究を行ってきた。その基礎的研究として、行政側の史料から植民地期朝鮮社会の具体的なありようを伺うための『昭和十七年度府尹郡守会議報告書綴』の分析（史料紹介）を挙げておきたい。また、翻訳書『安重根と東洋平和論』における共識についても、安重根が日韓中の協力の下で追求されるべき「東洋平和」論を、当該期の「帝国」日本における欧米列強と同様の「文明国家」たることこそ、東洋の「平和」を維持するものとする外交方針と対立する要素として把握することで、東アジアにおける「帝国秩序」の「帝国秩序」の形成過程を考察するよい機会となった。

(8) 3-(2)で示したように、本研究課題では、朝鮮における植民地法令の整備を前提として、府・邑・面・洞・里といった地域社会に根ざして、「公共的」施設（神社・寺院のほか、学校などの教育機関、地域の行政機関や公民館や公会堂など）が設置される過程や、「公共的」施設をめぐる事件などを通じて、「帝国秩序」と社会との関係を動的に把握したいとした。「公共的」施設の設置の経緯、地域社会・住民の対応、設置された「公共的」施設の運用の三点に着眼し、「帝国秩序」が、植民地権力と対日協力者、地域住民といった三者の、いかなる「せめぎ合い」の結果、形成されてきたのかを明らかにしたいとしたが、こうした課題に僅かながらでも応えようとした研究が、天安神社の社掌の進退をめぐる「在朝日本人と神社」との関係性を問う報告を準備したことであった。戦時体制下の朝鮮総督府では「官紀肅正吏道刷新」が官吏に求められるようになった。この時期、神社を管轄する祭務官を置くことで、朝鮮内の神社の神官もまたこうした「官紀肅正吏道刷新」の指導下に置かれることとなった。天安神社の社

掌は、日常的な神社での祭務などつつがなく行っていたと主張するが、祭務官の来訪時の「応接」のあり方を問われることとなった。天安神社の氏子衆も天安神社の社掌に対する総督府並びに祭務官の処置に対し、反対することなく、天安神社の社掌は最終的に辞職することとなった。これは、戦時体制下植民地権力内における「帝国意識」における亀裂が、地域社会の末端で垣間見られた事例である。植民地権力と地域住民との間の「せめぎ合い」も許さない「社会鉄器雰囲気」(=「帝国秩序」)を生み出していた。しかしながら、戦時期における「戦争協力強制秩序」(「民衆・社会を包摂する帝国秩序」)は、植民地権力内における祭務官と社掌との間の「せめぎ合い」という「帝国秩序」ないしは「帝国意識」の亀裂として、可視化されることとなった。

本報告の準備は、僅かながらではあるが、本研究課題における成果である。しかし、3-(2)で示した仮説、方法を用いて、「帝国秩序」の形成をめぐる動態的な地域社会のありようを明らかに出来たかといえ、いまだ本格的かつ十分な成果を挙げたとは言いがたい。なおも収集史料の分析を重ねて、研究を進める必要がある。今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

山口公一、「文明」と「野蛮」の自他認識 - 近代日本の他者表象 -、追手門学院大学国際教養学部アジア学科編、アジア学科年報、第9号[通巻30号] 2015年12月、57-87頁

山口公一、「帝国」日本の神社政策史研究の射程 - 朝鮮を事例に -、追手門学院大学国際教養学部アジア学科編、アジア学科年報、第10号[通巻31号] 2017年3月、1-27頁

山口公一、韓国と日本の相互認識の現在 - 日韓交流の歴史から考える -、追手門学院大学経済学会編、追手門経済論集、52巻2号、2018年3月、73-88頁。

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

山口公一、米澤清恵共訳、李泰鎮 + 安重根ハルピン学会編・勝村誠 + 安重根東洋平和論研究会訳、安重根と東洋平和論、日本評論社、2016年、第3部第3章(徐勇「日本の拡張主義と安重根の東洋平和論」) 227-250頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

山口公一、<書評>青野正明『「帝国神道」の形成 - 植民地朝鮮と国家神道の論理 -』(岩波書店、2015年) 朝鮮史研究会関西西部会例会、2015年11月28日、中津センタービル8階会議室

山口公一、<史料紹介>『昭和十七年度府尹郡守会議報告書綴』、京都大学人文科学研究所共同研究班「戦時期朝鮮社会の諸相」研究会、2015年12月5日、京都大学人文科学研究所第1会議室

山口公一、<書評>加藤圭木『植民地期朝鮮の地域変容 - 日本の大陸進出と咸鏡北道 -』(吉川弘文館、2017年) 朝鮮史研究会関西西部会例会、2017年9月23日、河合塾大阪校セレスタ館3階会議室

山口公一、<書評>李成市・宮嶋博史・糟谷憲一編『朝鮮史1・2』[世界歴史大系](山川出版社、2017年) 朝鮮史研究会関西西部会例会、2018年4月28日、河合塾大阪校セレスタ館3階会議室

山口公一、<書評>加藤圭木『植民地期朝鮮の地域変容 - 日本の大陸進出と咸鏡北道 -』(吉川弘文館、2017年) 日本植民地研究30号、アテネ社、2018年6月、50-57頁

山口公一、<大会報告レジュメ>「在朝日本人と神社」、人民の歴史学、219号、2019年3月、14-15頁

6. 研究組織

(1)研究分担者なし

(2)研究協力者なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。